

# 議論の中から新発見

## 子ども医療費の制度を見直します

子育て世代の経済的負担を軽減し、子供の福祉の増進を図ることを目的として、子ども医療費の支給割合等を改めるため制度の見直しを行います。

15歳の年度末の翌日から18歳の年度末までの者の子ども医療費の支給について、入院は自己負担額の全額、通院は自己負担額の3分の2を償還払いとしていたものを全額現物給付します。

子ども医療費の制度見直しに係る準備経費で、医療証の有資格年齢の更新等を行うシステム改修委託料、チラシ等の印刷費や郵送料を計上します。  
161万4千円

**Q** 今回の見直しで市の負担する医療費額は。

**A** 約600万円を想定している。

**Q** 従来の償還払いの請求期限とその根拠は。

**A** 償還については、支払い日から5年間有効。基準は領収書で確認する。

**Q** 医療費受給者証は、拡大した対象者だけ作り直すのか。また、いつ頃の送付の予定か。

**A** 有効期限が18歳年度末まで延びたので、有効期限の変更があり、全ての方に郵送する。送付は2月からを予定している。

**Q** 周知の方法は。

**A** ホームページに掲載。また広報2月号、4月号で周知する。

## 施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正します

施設を利用する市外利用者及び営利目的利用者の方に対する上乗せ料金(倍率)の変更に伴う条例の改正です。

**Q** 改正の経緯、必要性は。(コミュニティ施設)

**A** 使用料の見直しにおいて据え置く方針とした一方、市外の方の利用に係る使用料倍率について、調査・検討した。

**Q** 近隣自治体の状況は。(コミュニティ施設)

**A** 市外利用不可については、津島市、弥富市、あま市、北名古屋市、大治町。近隣で、市外の利用があるのは清須市。

市外利用者及び営利目的利用者に対する上乗せ料金(倍率)の変更について

施設名	コミュニティ施設		公民館		文化会館		体育館・スポーツ施設		
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	
市内の方	通常利用	1倍	1倍	1倍	1倍	1倍	1倍	1倍	1倍
	入場料等徴収	2倍	2倍	1.5倍	1.5倍	1.5倍	1.5倍	3倍	3倍
	営利目的	2倍	2倍			2倍	2倍	8倍	8倍
	入場料等徴収かつ営利目的	—	—			2.5倍	4倍	11倍	11倍
	【体育館関係】トレーニングルーム・弓道場(親水公園総合体育館)個人利用(立田体育館・佐織体育館)								1倍
市外の方	通常利用	1.5倍	2倍	1.5倍	2倍	1.5倍	2倍	2倍	2倍
	入場料等徴収	3倍	4倍	2倍	3倍	2倍	3倍	6倍	6倍
	営利目的	3倍	4倍			2.5倍	4倍	16倍	16倍
	入場料等徴収かつ営利目的	—	—			3倍	8倍	22倍	22倍
	【体育館関係】トレーニングルーム・弓道場(親水公園総合体育館)個人利用(立田体育館・佐織体育館)								1倍